

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ **拡 充** ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	6		府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	スピノフの実施の円滑化のための税制措置の拡充		
要望内容 （概要）	事業切り出しの手法の一つであるスピノフについて、段階的に事業を切り出そうとする企業などが活用できるよう、一部持ち分を残したスピノフや完全子会社以外のスピノフについても円滑な実施を可能とするための税制措置を講ずる。		
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法 292 条第 1 項第 3 号 地方税法第 23 条第 1 項第 2 号、同法 292 条第 1 項第 2 号		
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 第４次産業革命による技術・社会の変化や国内市場の縮小など、事業環境が大きく変化する中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの見直しを図ることなどにより、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要。 特に、スピノフについては、現在のグループの中では成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、その潜在力を発揮させる重要な切出し手法であり、海外では大規模案件を中心に事業切り出しの手段の一つとして活用されているが、我が国では、活用実績が限られている。 スピノフを活用した事業の切り出しを行いやすくするため、スピノフの実施の円滑化のための所要の措置を講じることで、事業ポートフォリオの最適化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。 （２）施策の必要性 日本企業は、大規模化・多角化が進むほど利益率が低下する傾向があり、事業環境が急速に変化する中で、事業切り出し等による、ポートフォリオの見直しの重要性が一層高まっている。 また、令和３年６月にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、事業ポートフォリオ見直しに関する戦略の実行が取締役会の責務とされたことなどを受け、上場企業を中心に事業ポートフォリオ組替えの検討の加速が見込まれる。 こうした中で、スピノフは、事業の売却先を必要とせず、企業が主体的に行うことができることから、ポートフォリオ見直しの一環として事業切り出しを行う際の有望な選択肢の一つとなる。 現行のスピノフ税制は、法人が特定事業又は完全子会社を切り出して資本関係を完全に解消する場合のみが税制適格とされているが、日本では事業の切り出しを段階的に行うことが一般的に行われていることや、上場子会社については利益相反の課題が強く意識されるようになってきていること等を踏まえ、事業切り出しの選択肢を増やし、企業価値向上に向けた事業再編の促進の観点から、スピノフ税制の拡充が必要である。		

本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 新陳代謝
	政策の達成目標	段階的に事業を切り出そうとする企業などがスピノフを活用できるよう税制措置を拡充することで、企業価値向上に向けた事業再編を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置により、法人に一部持ち分を残したスピノフや完全子会社以外のスピノフを行う際に、課税を繰延べることが可能となれば、第4次産業革命に対応した、企業価値向上に向けた事業再編が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成２９年度 組織再編税制等に係る所要の見直し 平成３０年度 スピンオフの実施の円滑化のための適格要件の見直し等組織再編税制における所要の措置